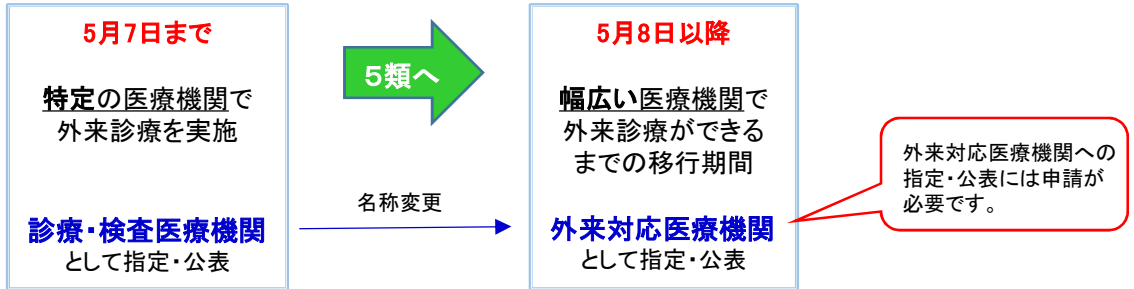


「外来対応医療機関」新規指定等の申請について

外来医療体制については、5類感染症への位置づけの変更により、幅広い医療機関において発熱外来患者等の外来診療が行われる体制へと移行していきます。
医療機関の皆様におかれましては、幅広い医療機関による外来診療が可能となるよう「外来対応医療機関」への申請のご協力をお願いします。



■ 医療機関名公表の取扱いについて

県ホームページにて、患者の選択に資するよう、医療機関名と併せて次の事項を併せて公表します。

- ◆ 診療時間・検査体制
- ◆ 曜日別・時間帯別の可否
- ◆ かかりつけ以外患者への対応や小児対応の可否
- ◆ 電話・オンライン診療対応の可否（オンライン可の場合はURL掲載）

■ 診療報酬上の特例措置について

外来対応医療機関として、県より指定、**受入患者を限定しない旨が公表されている医療機関は、院内トリアージ実施料(300点)の算定が可能**です。

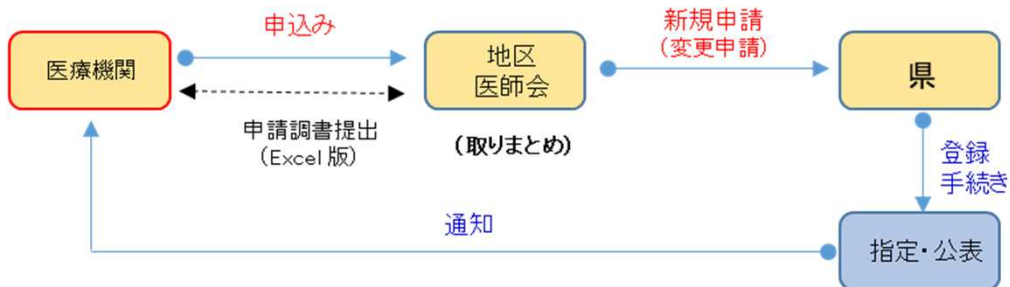
申請方法について

新規指定、変更申請については、各地区医師会経由で申請調書をご提出ください。

※主な申請項目

医療機関名 / 住所 / 電話番号 / 保健医療機関番号 / 連絡先メールアドレス 等

○申請～指定・公表までの流れ



■ その他

- ・県ホームページにて、実際の公表状況(外来対応医療機関リスト等)や関係通知がご覧になれます。
検索ワード [沖縄県 外来対応](#) にてご確認ください。
- ・別紙「新型コロナウイルス感染症への対応について(第1報・第2報)」 ※医療機関向けリーフレット